

序章

1. 計画作成の背景と目的

1) 作成の背景

松江市は古代から現代に至るまで、出雲地域、島根県の政治権力の中核機能が置かれ、政治、経済、文化の中心地としての歴史を歩んできました。

市内には、古代出雲の優れた文化を裏付ける豊富な遺跡群が存在し、近世においては城下町「松江」として現在の松江のまちづくりの基盤が形成され、現在にその面影を残しています。島根半島・宍道湖中海ジオパークで認められた美しく、学術的価値の高い地質・地形遺産も有しています。そうした各時代の豊富な文化財・文化・伝統が市民の皆様の力を得て、現在まで残されてきました。

昭和26年(1951)には、松江市が明媚な風光とわが国の歴史文化等を正しく理解するため欠くことのできない多くの文化財を有し、小泉八雲の文筆を通じて世界的に著名であることに鑑みて、京都、奈良に次いで3番目に「国際文化観光都市」となり、長い歴史と伝統文化、景観に恵まれた観光都市として知られることとなりました。

また、平成の市町村合併を通じて、松江市は、幅広い文化財類型の優れた文化財を数多く有することとなりました。松江市では、これらの文化財、歴史文化を生かしたまちづくりをより一層進めるため、平成26年度に「歴史まちづくり部」を創設しました。その後、松江城天守の国宝指定、新松江市史の編纂等を通じて、市民の皆様の間においては、松江の歴史や文化財に対する誇りや愛着が高まりました。令和3年には、国際文化観光都市70周年を迎えるにあたり、誰もが松江の伝統文化芸術を誇りに思い、心豊かになれるまちにしていくための指針として、「松江の文化力を生かしたまちづくり条例」を制定しました。

一方、全国的にみられる人口減少、高齢化、中心市街地の空洞化などの問題は松江市でも同様であり、また、近年では空き家の増加による景観の悪化や、後継者不在による歴史的建造物の消失、伝統文化や祭礼行事、工芸などの担い手不足による地域活力の低下が危惧され、文化財を取り巻く周辺環境や、未指定文化財も含めた伝統的な行事や祭礼などの一体的な保護や維持継承への取組が求められるようになりました。

こうした中、国においても、未指定も含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要との認識から、地域における文化財の計画的な保存・活用の推進や、地方文化財保護行政の推進力強化を図ることを目的に、平成30年に文化財保護法が改正され、都道府県については、総合的な施策の大綱「文化財保存活用大綱」の策定が、市町村については、地域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画として、「文化財保存活用地域計画」の作成が規定されました。

2) 作成の目的

歴史に彩られたまちなみと景観、数多くの文化財、そして市民の皆様の文化力こそが、松江市の大きな魅力です。

歴史文化を生かしたまちづくりを推進し、総合計画に謳う「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」の創造を目指すことは益々重要になってきています。

これらの地域資源が今なお残っているのは、先人の取組はもとより、市民の皆様と共に、計画的

な土地利用や、開発行為と文化財保護との調整、歴史資料の調査・研究、文化財の適切な保存修理、景観の保全継承などを進めてきた成果でもあります。

一方で松江市の豊かな歴史文化の価値について、市民の皆様への理解が十分には広がっていないことも事実です。それが、国内外への情報発信やピーアールの支障の一つになっている面もあります。この地域計画では、まず身近な文化財を調べ、市民の皆様に周知し、その価値について理解を広めることを目指します。その実現に向けては、複数の文化財を結び付け「ヒストリー」（「ヒストリー」については、第6章で詳述）を紡いでいきます。そして、市民の皆様に郷土への愛着と誇りを高めてもらい、観光や定住、産業など地域振興につながる歴史文化を生かしたまちづくりを進めるために、文化財行政の将来ビジョンとアクションプランを示した「松江市文化財保存活用地域計画」を作成します。

その上で、本計画の作成及び推進を通じて目指す松江市の将来像を定めます。

～本計画の作成及び推進を通じて目指す松江市の将来像～
誰もが松江の歴史文化を誇りに思い、こころ豊かになれるまち

2. 計画期間

令和4年度（2022）～令和11年度（2029）の8年間

本計画は、その進捗状況に応じて時点修正を行うとともに、概ね10年周期で改訂することとします。なお、今回作成計画の終期は、関連計画である「松江市歴史的風致維持向上計画（第2期）」の計画期間と同様とします。また、令和4年（2022）3月に策定した「松江市総合計画－MATSUE DREAMS2030－」の終期とも同様とします。

3. 地域計画の位置付けと今後の松江市の施策全体への反映

「松江市文化財保存活用地域計画」は、松江市の総合計画を上位計画とし、松江の文化力を生かしたまちづくり条例の理念に基づいた計画です。総合計画に掲げる「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」の創造に資するための計画とし、文化財行政版総合計画として位置づけます。また、上位計画及び先行する既存の関連行政計画と整合性を図っています。また、島根県内の文化財の保存・活用に関する総合的な施策である「島根県文化財保存活用大綱」との整合を図ったうえで作成しています。

松江市の歴史文化を生かしたまちづくりをより一層進めるため、本市が遂行する各部局のあらゆる事業や施策について、地域の歴史や文化の特性を反映させていくよう本計画によって強く働きかけていきます。

1）松江市総合計画－MATSUE DREAMS 2030－【令和4年度（2022）～令和11年度（2029）】

令和4年（2022）3月、「松江市総合計画－MATSUE DREAMS 2030－」を策定し、8年後の松江の将来像、それに向かうための基本理念を定めました。将来像である「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」を実現するため、5つの柱と18の基本施策を掲げ、市民と一緒に取組を進めており、「文化力を生かしたまちづくり」を「人口減少対策の推進」、「デジタル技術の活用（DX）」とともにすべての行政分野で推進することとしています。

本計画では、基本目標「Ⅲ つながりづくり」の基本施策において、2030年に「まちそのものが

アート」といった市民の実感が得られるように、松江のチャレンジとして、市民の創作活動を応援する環境づくりや、国宝松江城の世界文化遺産登録に向けた取組をきっかけとした松江の魅力の世界へのアピール、中海・宍道湖・大山圏域の地域資源を歴史や共通するテーマでつないだ住民の交流やマイクロツーリズムの推進を掲げています。

なお、本計画は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含した計画としています。



2) 松江の文化力を生かしたまちづくり条例【令和3年（2021）3月制定】

松江市伝統文化芸術振興計画【令和3年度（2021）～令和14年度（2032）】

松江の伝統文化や文化芸術が知らず知らずのうちに失われてしまわないよう、「誰もが松江の伝統文化芸術を誇りに思い、心豊かになれるまち」にしていくなため、市民の暮らしの根底にあり、市民の誇りとなりうる力を「松江の文化力」と定義し、松江の文化力を支える七つの柱や六つの取組の視点、役割等をまとめたものです。

特にこの条例の基本計画に当たる『松江市伝統文化芸術振興計画』の柱の一つ ①「古代から近代までの豊富な文化財の目指すべき姿」として取り上げられている「有形・無形を問わず数多く存在する「文化財」への理解を深め、保存・管理を行うとともに、新たな活用の推進を図り、継承していくまち」という考え方の元、新たな取組が必要と考えられる次の3つの基本施策を、この地域計画としても、新たに取り組むべき課題として検討していきます。

☆ “人財”の育成

専門的な知識や経験を持つ専門家や技術者、文化財の魅力的な利活用を総合的に推進できるコーディネーター等の人財を育成する。

☆ デジタルデータ化と情報発信の推進

調査・研究により得られた各種情報をデジタルデータ化し、必要な情報を簡単に検索でき、入手できるような環境を整備する。また、情報発信を推進し、有形無形を問わず文化財について情報共有できる環境を整備する。

☆ 文化財の適切で計画的な保存・管理

文化財を適切に保存・管理するとともに、文化財を保存するための収蔵施設についても、計画的に管理・修繕する。

3) 松江市茶の湯条例【平成 31 年（2019）4 月制定】

茶の湯文化及び茶の湯文化に関する産業の振興について、基本理念を定め、市民、茶道団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、茶の湯文化等の振興に関する基本的な施策を定めています。

不昧公 200 年祭を契機に生まれた市民、民間団体、松江市一体の気運をさらに高め、様々な取組を継続することで、茶の湯の文化と産業を守り、育み、将来へ発展的につなげていくことを目的にしています。

4) 松江市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）【令和 2 年度（2020）～令和 11 年度（2029）】

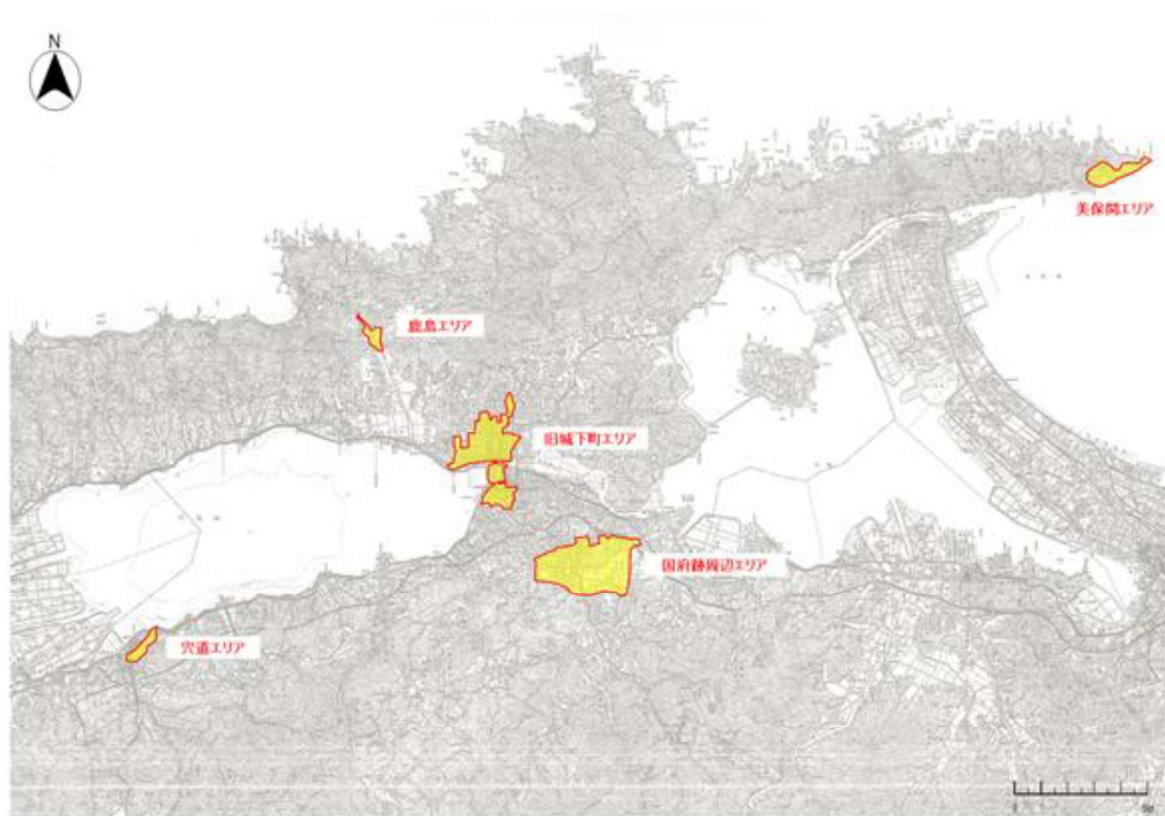
本計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）に基づき、歴史文化を生かした景観形成による住環境の向上、伝統行事などの伝統文化の保存継承等、文化財を生かしたまちづくりを目指し策定したものです。維持向上すべき歴史的風致として 9 つの歴史的風致を、区域として 5 つの重点区域を設定しています。

歴史的風致は、古代「出雲」と近世「松江」の 2 つの時代区分により設定しています。Ⅰ 古代「出雲」に見られる歴史的風致としては、「1. 出雲国府跡周辺に見られる歴史的風致」、「2. 神在祭と佐陀神能に見られる歴史的風致」、「3. 美保関のみなと文化に見られる歴史的風致」の 3 つの歴史的風致を設定しています。Ⅱ 近世「松江」に見られる歴史的風致では、「1. 堀川に見られる歴史的風致」、「2. ホーランエンヤに見られる歴史的風致」、「3. 鑿行列に見られる歴史的風致」、「4. 茶の湯文化に見られる歴史的風致」、「5. 近世山陰道沿線の宿場町に見られる歴史的風致」、「6. 宍道湖、佐陀川に見られる歴史的風致」の 6 つの歴史的風致をそれぞれ設定しています。

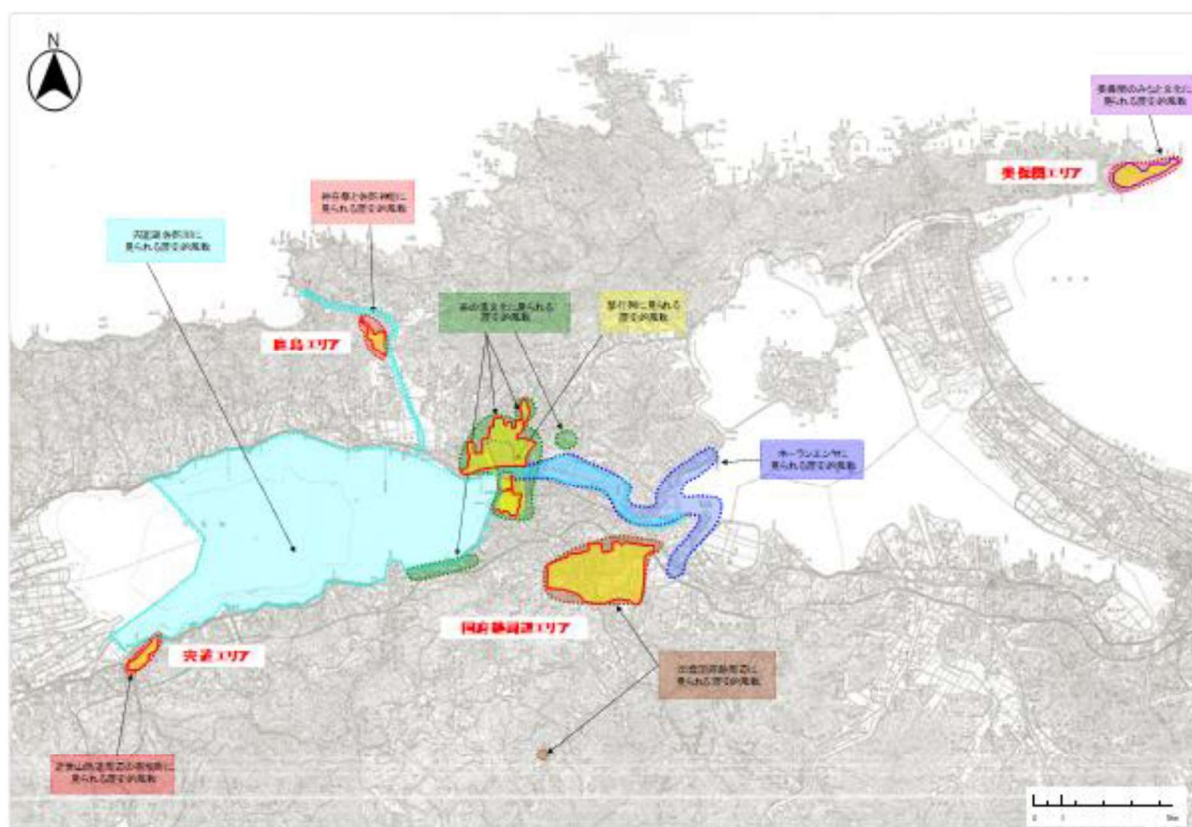
また、5 つのエリアを重点区域として設定し、建造物や活動の維持、発展に寄与する施策を重点的に展開することとしています。（1）旧城下町エリアは、松江城を中心として江戸時代に形成された堀割りや道筋、町割りやまちなみが今も良く残っているエリアで、寺社建築や武家屋敷、茶室などの歴史的な建造物が集中しています。（2）国府跡周辺エリアは、茶臼山の裾に広がる意宇平野に奈良時代に置かれた出雲国府を中心として条里制が良く残るほか、『出雲国風土記』（733）に記載のある建造物や登場地に比定される遺跡や、国府が置かれる背景ともなった豪族の存在を示す古墳なども集中しています。（3）美保関エリアは、海に面した小さな湾に美保神社を核とした伝統的なみなと町のまちなみが良好に保存され、歴史的建造物が残るまちなみのなかで伝統的な祭礼が今も受け継がれています。（4）鹿島エリアは、神名火山に比定される朝日山の麓に佐太神社が立地し、佐陀神能が今も受け継がれています。（5）宍道エリアは、近世に整備された山陰道沿いに江戸時代に本陣として使われた木幡家住宅を中心として宿場町として形成された町割りが現在でも良く残り、小路も当時の道幅で残っています。

重点区域と歴史的風致の位置は次ページのとおりです。

なお、本計画では、以下において「歴史的風致維持向上計画」を「歴まち計画」と略称で記載します。



重点地区位置图



歴史的風致と重点区域の関係図

5) 松江市都市マスタープラン【平成 30 年度（2018）～令和 9 年度（2027）】

本計画は、松江市の都市計画に関する基本的な方針を示すもので、今後の都市づくりに関する個別・具体的な都市計画の決定や見直しの際の法的根拠となるものです。

本計画では、「定住と交流による活力あるまちづくり～豊かな自然や水辺を大切にした歴史まちづくりの推進～」を基本理念に掲げ、豊かな自然や水辺を大切にしながら、国宝松江城天守や城下町としての伝統的なまちなみ、さらには古代出雲の繁栄を物語る遺跡群など、悠久の歴史が感じられる多様な地域資源を生かした「歴史まちづくり」を推進することにより、「選ばれるまち 松江」を創出していくこととしています。

「全体構想」における都市ビジョンでは、「訪れる人との交流を促進するまちの形成」というまちづくりの基本方針のもと、「松江城周辺や美保関の青石畳通りなどの伝統的なまちなみや、古代出雲神話等の豊かな歴史文化資源、宍道湖・中海の美しい水辺景観を利用した交流を促進」するとしています。さらに、分野別のまちづくりの方針では、「歴史まちづくりと魅力ある景観形成の推進」のなかで、「歴史的なまちなみ景観の保全」、「魅力ある都市景観の形成」等を図ることとしています。

「地域別まちづくり構想」では、地域別にまちづくり構想の基本方針を示しています。旧城下町周辺にあたる旧市街地地域では、松江城などの歴史文化資源等を活用した魅力的な都市景観の形成を、その他の地域でも、歴史文化資源等を生かした交流の促進を基本方針として示しています。

6) 松江市景観計画【平成 19 年（2007）3 月作成】

本計画では、市全域を「景観計画区域」として定め、緩やかな規制、誘導を行うとともに、松江城周辺や宍道湖周辺など、重点的に景観形成を図るべき区域を「景観計画重点区域（伝統美観保存区域、宍道湖景観形成区域、北堀町景観形成区域、清光院下景観形成区域、北殿町惣門橋通り景観形成区域、石橋一区景観形成区域、内中原町景観形成区域）」として定め、よりきめ細やかな基準による規制・誘導を図ることで、本市の特徴的な歴史的景観や湖畔景観を保全・継承することとしています。

7) 松江市文書館（仮称）整備構想【平成 31 年（2019）3 月作成】

「公文書のライフサイクル」を見通した公文書管理体制全体の見直しを進めるとともに、「公文書管理法」の趣旨に沿って選別された歴史公文書と、地域に所在する歴史史料（古文書等）を一体的に保存・活用する「文書館」を整備することが必要であるとして、その基本理念、施設のあり方などを構想としてまとめています。

なお、本計画では、文書に関する用語について、本構想に基づき、下記のとおり定義したうえで使用します。

- ・ 公文書 : 国や自治体が業務遂行上、作成または収受した文書
- ・ 歴史公文書 : 歴史的に重要な公文書
- ・ 歴史史料 : 地域に眠る古文書等の史料。古文書・古記録、書籍・典籍、絵図・地図、古写真なども含む

8) 3期松江市中心市街地活性化基本計画【令和元年（2019）12月～令和7年（2025）3月】

本計画では、中心市街地のまちづくりテーマを「歴史・文化・水辺を活かす、若者が活躍する松江のまちなか」と設定し、豊かな自然や水辺を大切にしながら、歴史的なまちなみと地域資源を生かした「歴史まちづくり」を推進することにより、「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」を目指しています。

このまちづくりテーマの実現に必要なコンセプト（基本方針）については、「①既存ストックの活用などによる活気の創出」、「②水辺空間の活用などによるまちなかの賑わいづくり」、「③歴史・文化資源を活かした観光振興・交流の拡大」の3つが掲げられています。

9) 松江市地域防災計画【令和6年（2024）3月修正】

松江市、関係機関、市民、事業所等がその有する全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能ですが、市民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小限に食い止め、迅速な回復が図れるよう「減災」の考え方を基本理念としています。

10) 松江市環境基本計画【令和3年度（2021）～令和7年度（2025）】

豊かな自然に囲まれた美しいまちとして世界に誇る松江市の環境を、維持・保全しつつ次の世代に引き継いでいくため、「松江市環境基本計画」では環境にかかる政策や、共創・協働の精神で市民一丸となって実践していく取組を示しています。

豊かな自然と歴史文化の調和を掲げ、松江城や松江堀川などの歴史・文化的な資源を生かしたイベントや学習会を開催し、環境意識の醸成を図ることも明記しています。

11) 松江市みどりの基本計画【令和2年度（2020）～令和11年度（2029）】

松江市の「みどり」に関する総合計画です。

豊かな自然や水辺を大切にしながら、歴史的な街並みと地域資源を活かした「歴史まちづくり」を推進することにより、基本理念である「共創と協働による水とみどりが活きる 歴史と潤いのまち まつえ」の創出を図ります。

12) 松江市職員「ひとづくり」基本方針【令和6年（2024）3月作成】

松江市文化財系人財育成プログラム【令和2年（2020）3月作成】

社会情勢及び働くことに対する価値観の変化、国における「人材育成・確保基本方針策定指針（令和5年12月）」の策定を踏まえ、松江市職員「ひとづくり」基本方針を策定しました。この基本方針では、松江市の全ての職員を対象とした人財育成の方針を定めています。

また、松江の歴史文化を、誇りをもって守り伝えることができる文化財系人財の持続可能な確保・育成を図るためにプログラムを作成し、専門職員等のジョブローテーションやキャリアレベルを設定しています。

なお、本市では、「人こそ最大の資本であり、かつ貴重な宝である」と考えるため、基本方針及び人財育成プログラムでは、人材を「人財」と表します。

13) 松江市教育大綱【令和4年度(2022)～令和11年度(2029)】

本市の教育理念や、それを実現するための方針、重点的な取り組みを示し、実現していくために定めています。本市では、「DREAMS from MATSUE（ドリームズフロムまつえ）～ふるさと松江から、夢を実現し未来を切り拓く～」を基本理念とした教育に取り組むこととします。

様々な地域資源を活かした学びや人との関わりなどを糧に、子どもたちの自ら生きる力を育むとともに、誰もが生涯を通じて共に学び、その成果を活かすことのできる環境を充実させ、ふるさと松江から（from MATSUE）、夢（DREAMS）を実現し未来を切り拓く人を育みます。

14) 島根半島・宍道湖中海ジオパーク【平成29年12月認定（日本ジオパーク）】

ジオパークとは、地球の貴重な「地質・地形の宝物」と地域の「自然・歴史文化・生物多様性」を守り、そして学ぶことで、100年後、1,000年後の人々も、安心して暮らせる環境づくりに産学官民が一緒になって取り組む地域です。

松江市と出雲市の全域が、平成29年12月に島根半島・宍道湖中海ジオパークとして、日本ジオパークの認定を受けました。エリア内は島根半島エリア、宍道湖中海低地帯エリア、南部丘陵山地エリアの3つのエリアに分かれています。

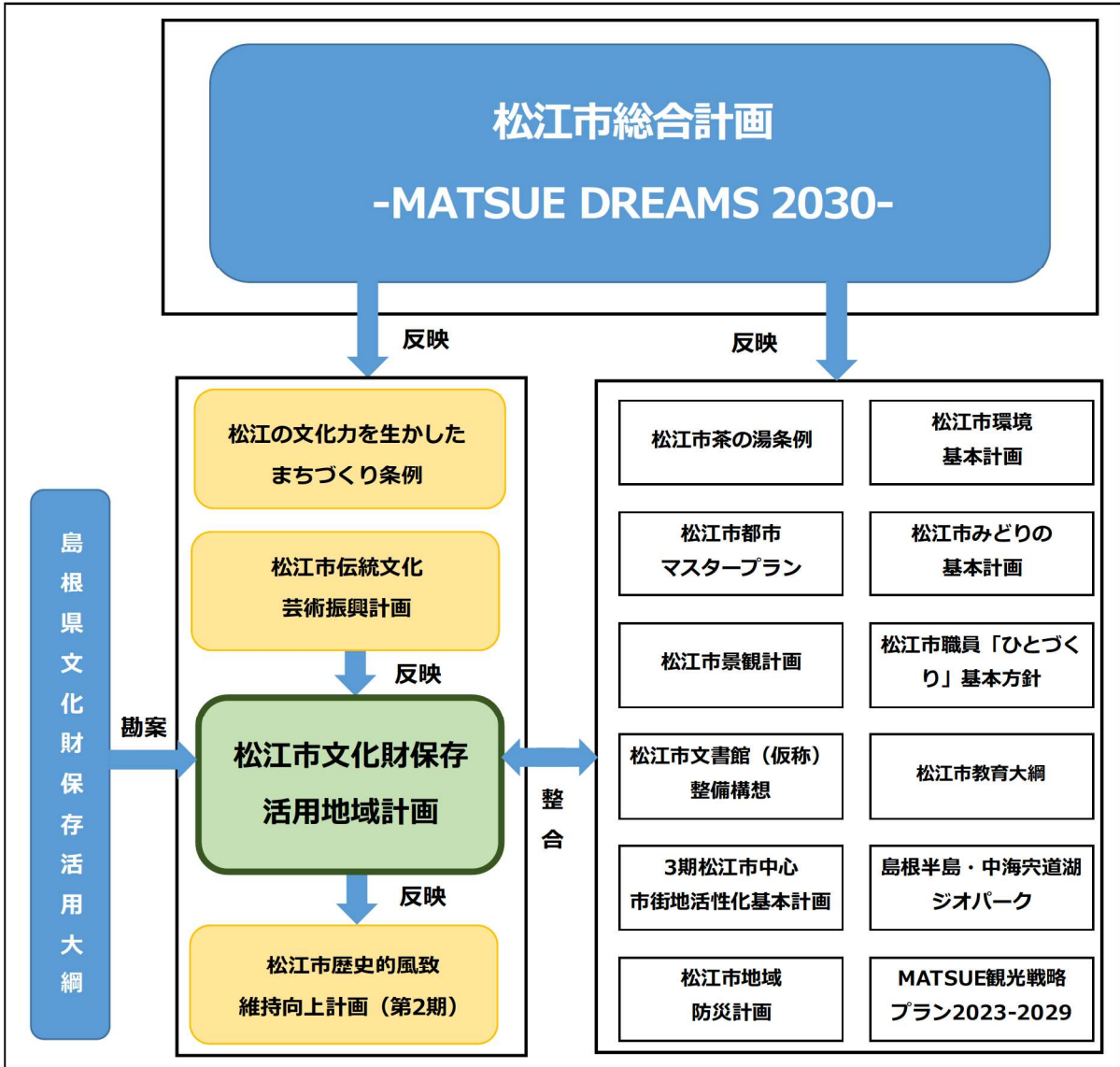
島根半島・宍道湖中海ジオパークでは、『大地と人のつながり』を地域住民など多くの人に伝えることを通じて、自分たちが暮らす地域に誇りを持ち、この地域を守っていくという意識を高める取り組みを行っています。

15) MATSUE 観光戦略プラン 2023-2029【令和5年2月作成】

新型コロナウイルス感染症拡大による観光業への深刻な影響や社会の変容、厳しさを増す観光地の地域間競争などに対応するため、松江市の重要産業である観光に特化した戦略プランを策定し、地域経済の持続的な発展を図ることが急務となっています。

2030年の「国際文化観光都市 松江」の将来の姿を、市民や事業者・行政など観光に関わる全ての方が共有して、松江の観光への戦略的なチャレンジを推進します。

地域計画の位置付け図



4. 文化財保存活用地域計画作成の流れ・体制

1) 作成までの流れ

文化財保護法の改正を受け、令和元年度から、歴史まちづくり部内の文化財関係部署内にプロジェクトチームをつくり、検討を行い、計画の骨子を作成しました（検討会を4回開催）。

令和2年度は、庁内連絡会を実施し庁内の関係部署との協議を断続的に行うとともに、庁外の有識者や関係機関と積極的に意見交換を行い、骨子の内容の更新を図りました。

令和3年度に松江市文化財保存活用地域計画協議会を設置し、文化財保護法で規定する構成員で検討を加えると同時に、パブリックコメントなど市民の皆様の意見を聞いた上で、松江市文化財保護審議会での意見聴取を経て、文化庁長官の認定を受けました。

2) 地域計画作成のための組織

①庁内連絡会（令和2年度設置）

庁内の意見集約を図るため、関係部局長の参加により開催した連絡会です。

関係部長、課長、係長の階層ごとに必要に応じて計画について協議、情報共有を図りました。

②地域計画協議会（令和3年度設置）

多様な関係者の意見を踏まえた地域計画を作成し、推進するため、文化財保護法で規定する文化財各分野の専門家、文化財所有者や文化財に関する民間団体、地域住民などを構成員とする協議会を設置し検討を行いました。

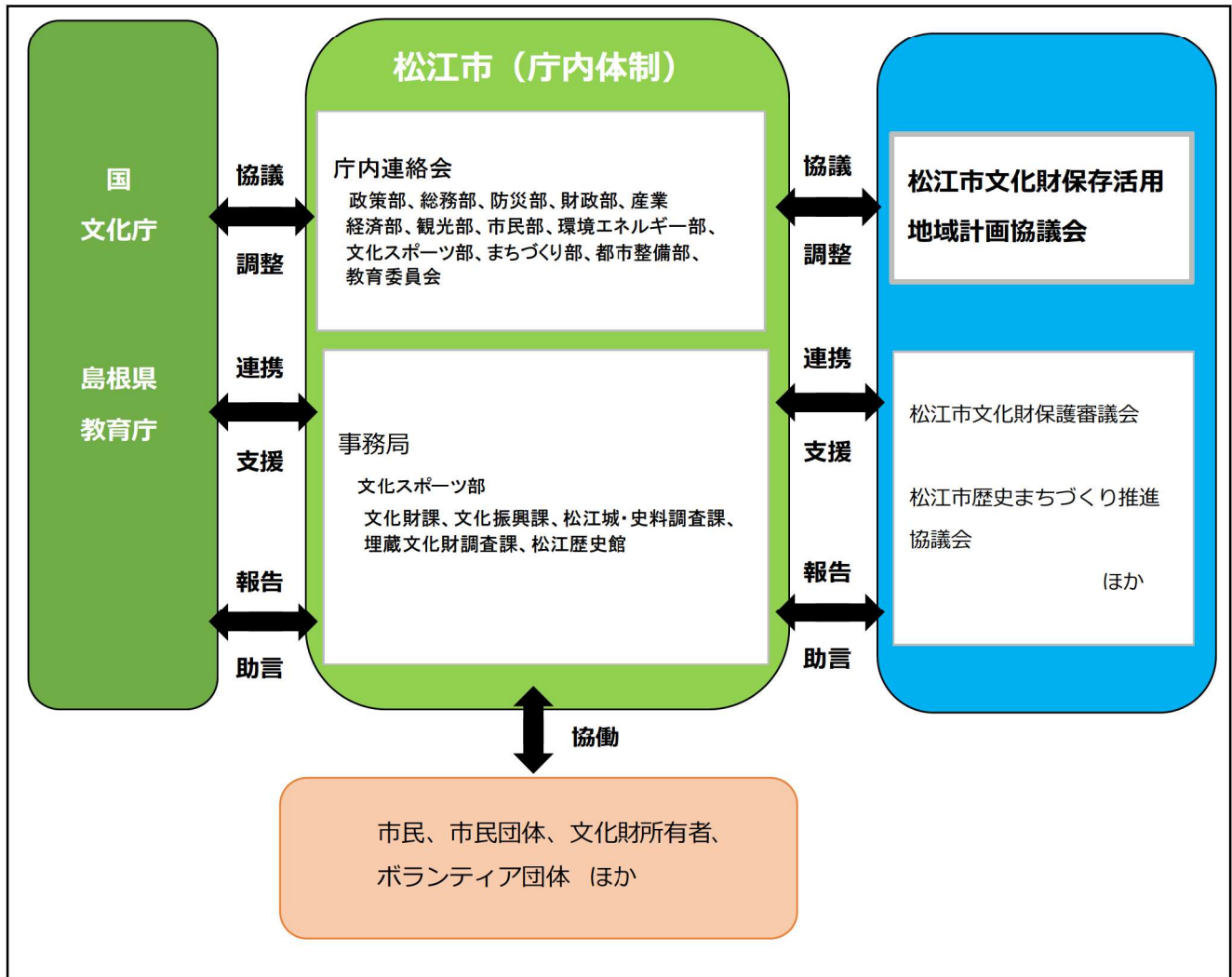
〈作成経過〉

令和3年4月21日	第1回松江市文化財保存活用地域計画協議会
令和3年6月10日	第2回松江市文化財保存活用地域計画協議会
令和3年7月5日～	パブリックコメント募集
令和3年8月4日（31日間）	
令和3年7月16日	松江市文化財保護審議会
令和3年7月26日	松江市歴史まちづくり推進協議会
令和3年8月18日	第3回松江市文化財保存活用地域計画協議会

上記組織の庶務、事務局は、歴史まちづくり部史料調査課松江城調査研究室（現・松江城・史料調査課）を中心に、まちづくり文化財課（現・文化財課）、埋蔵文化財調査室（現・埋蔵文化財調査課）、松江歴史館、政策部地域振興課（現在はなし）が担いました。

松江市文化財保存活用地域計画協議会、松江市文化財保護審議会、松江市歴史まちづくり推進協議会の詳細については、資料を参照ください。

推進体制



5. 文化財保存活用地域計画の構成

文化財保存活用地域計画は、文化財保護行政のマスタープランであり、アクションプランです。松江市文化財保存活用地域計画では、序章で松江市の目指すべき将来像を示し、1章から4章で、現状把握に基づく松江の歴史文化の特徴を提示します。5章では、マスタープランとしての文化財の保存・活用に関する方針を示し、6章以降で、方針に基づくアクションプランとしての具体的な措置を明らかにする構成としています。

